

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名又は件名	車両等現地外注共通仕様書	防北基LPS-V00041	
		承認	平成28年 1月29日
		作成	平成28年 1月28日
		改正	令和 3年 2月18日
			令和 6年 3月 4日
作成部隊名	第12飛行教育団		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊の車両等の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表（以下「修理等明細表」という。）別紙様式第1に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書又は修理等明細表に規定する内容が優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書又は修理等明細表において用いる用語の定義は、次による。

a) 参考文書

参考文書とは、この仕様書に規定した事項を更に理解させるための参考となる文書及び図面をいう。

b) 個別TO等

個別TO等とは、次に示すものをいう。

分類番号：E-10-124

保存期間：5年

保存期間満了日：2030. 3. 31

作成年度：2024年度

枚数：22枚

開示判断：開示

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書（J．T．O．）
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書，修理書，オーバーホール指令書，整備基準，部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
- c) 車両等

車両等とは，航空自衛隊車両等整備基準（J．T．O．00－10－9）の第1－2表に示す車両及びその構成部品，部品，付属品及び予備品をいう。
- d) 修理不能

修理不能とは，次の各号の場合をいう。

 - 1) 個別仕様書又は修理等明細表に規定された修理限度を超える場合
 - 2) 個別仕様書又は修理等明細表に特に規定がない限り，修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
 - 3) 特に，官側が規定した場合
- e) 監督

監督とは，監督官が契約履行の途中において必要があると認める場合に，材料等の品質及び行程の管理等その他必要な事項について，契約上の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- f) 検査

検査とは，契約の基づき整備された装備品の品質及び数量等が当該契約に要求事項に適合するか否かを確認し，合格又は不合格の判定を行うことをいう。
- g) F A I N E S

F A I N E Sとは，一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム
- h) 自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは，整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものである。
- 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

 - 1.3.1 引用文書
 - a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 自動車点数基準（昭和26年運輸省令第70号）
 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
 - b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J．T．O．00－10－1）
 航空自衛隊車両等整備基準（J．T．O．00－10－9）

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）

個別T O等

1.3.2 参考文書

a) 法令等

航空自衛隊調達規則（J A F R 124）

航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 125）

b) その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、F A I N E S又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

b) 契約相手方は、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業所で行うなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから、個別仕様書又は修理等明細表で指定する。

2.2.1 定期点検整備

定期点検整備の区分は、道路運送車両法第48条に定める定期点検（3か月、12か月、24か月）を実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（恐れがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し承認を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。

a) 定期点検

b) 特定整備

c) 修理等

2.2.2 定期検査整備

定期検査整備の区分は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査、M検査を実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。

a) 定期検査

b) 特定整備（分解検査を含む。）

c) 修理等

2.2.3 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書又は修理等明細表で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書又は修理等明細表で規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

定期点検は、道路運送車両法第48条に定める点検を自動車点検基準に従い個別仕様書又は修理等明細表に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測器等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を道路運送車両法第49条に基づいた「点検整備記録簿」に記入するものとする。

2.3.2 定期検査

定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査、M検査について、別紙第1「一般車両検査手順」及び別紙第2「施設、荷役その他の車両検査手順」の手順に従い個別仕様書又は修理等明細表に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準に規定されている車両等作業用紙、別紙様式第2「車両等作業用紙（一般車両）」又は別紙様式第3「車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）」に記入するものとする。

2.3.3 特定整備

定期点検及び定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため分解可能な部品については必要な単位に分解する。分解した部品及び取外しを伴わない電子制御装置等は、個別仕様書又は修理等明細表に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は専用工具及び器具を使用し計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下「部品等」という。）を判定する。分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、新品と同等の品質を確保するために必要な洗浄を行う。

2.3.4 修理等

修理等は2.3.3項で判定された修理方法により要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換は2.3.3項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。
- b) 組立及び調整は2.3.3項で使用可能品と判定されたもの又は2.3.4項のa)及びb)により交換した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整するとともに2.3.3項で調整が必要と判定された取外しを伴わない装置については、専用工具及び器具を使用し調整する。

2.3.5 塗装等

a) 塗装及び標識

車両等の塗装及び標識は、個別仕様書又は修理等明細表で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を得て実施する。

b) 塗色

塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、個別仕様書又は修理等明細表で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書又は修理等明細表で規定した官給品を除き契約相手方において準備する。
- b) 整備作業に必要な部品等は、原則として製造会社の純正自動車部品を使用する。ただし純正部品の入手が困難な場合、リビルト品を使用することができるものとする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生した場合、これの使用可能な部品が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

- a) 道路運送車両法に基づく保安基準及び自衛隊の訓令に基づく保安基準並びに自動車点検基準及び技術指令書に適合しなければならない。
- b) 個別仕様書又は修理等明細表に他の規定がある場合は、個別仕様書又は修理等明細表による。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任

- a) 契約不適合責任は、個別仕様書に他の規定がある場合を除き、整備完成品の納入後次回定期点検までの期間において機能不良又は損害が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合は、契約相手方は無償で再修理の責任を負うものとする。なお、この判定は、両者協議のうえ決定する。
- b) 契約相手方は、2.3により作成した結果等を品質保証資料として、納入後5年間保管し、参照できる状態にしておかななければならない。

3.2 保証

- a) 車両等の引渡しから引き取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.3 監督・検査

検査は、補給本部の定める地方調達に係わる標準監督・検査実施要領によるほか、この仕様書に基づき実施する。ただし、契約相手方が道路運送車両法第78条、第94条、第94条の2のいずれかに該当する整備事業者に対しては、原則として資料監督・資料検査方式により、監督・検査を実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 点検整備記録簿又は車両等作業用紙（別紙様式第2，第3）

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

- b) 不具合通報（別紙様式第4）
- c) その他契約担当官の指示するもの

4.2 官給品

官給品の品目、数量については、個別仕様書又は修理等明細表で規定する官給品は原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書又は修理等明細表で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が機能性能に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、道路運送車両法の基準に適合したものでなければならない。

4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 補給手続き

契約相手方は、航空自衛隊物品管理補給手続による管理業務を次の各号について確実に実施しなければならない。

- a) 輸送（搬入、搬出）は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側において実施するものとする。
- b) 契約相手方は、官給された物品等について不具合を発見した場合は速やかに監督官に報告し、指示を得て不具合通報（別紙様式第4）を作成し官側に提出する。
- c) 官側が修理明細表により指定する交換した旧部品については、返納するものとするのとする。

4.7 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱い、公害の発生する恐れのあるものの取扱い並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部のがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エ

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
				エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。 また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であることを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。 又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	<p>(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏みなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。</p> <p>(2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には次の点検を実施する。</p> <p>ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。</p> <p>イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。</p> <p>ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。</p>
	15. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	<p>(1) 自動調整方式</p> <p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。</p> <p>(2) 手動調整方式</p> <p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)</p>
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>(1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。</p> <p>(3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異様な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異様な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異様な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異様な摩耗や損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走 行 装 置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、編摩耗などの異様な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。</p> <p>また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車制作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				<p>かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっきり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましい。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	<p>リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。</p>
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。</p>
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、リア・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジラス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異常な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩擦などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩擦などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
電気装置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
				張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法に

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
				より点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロールバルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがいないかを目視などにより点検する。
IX 付 属 装 置 等	1. 警音器 (ホーン) の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器 (ワイパー) 及び洗浄液噴射装置 (ウインド・ウォッシャ) の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異常がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置 (ステアリング・ロック) の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠(フレーム)、車体(ボディ)の緩みと損傷	○	○	<p>(1) 乗用車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。</p> <p>(2) 貨物車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ チルト式キャブにあつては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異常がないかを点検する。</p> <p>ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
	13. 連結装置のカブラの機能と損傷		○	<p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カブラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	16. 開閉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シヤシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式のもの、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

車両等作業用紙(一般車両)				整備作業チェック記号																					
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付																				
自動車番号		所属部隊	管理換:※印	× 調整	C 清掃																				
開始日付		完了日付		×× 交換	L 給油																				
				××× 修理	分解したら記号を○で囲む																				
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																		
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																					
				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																					
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																					
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																					
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																					
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			後	後			後	後		V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
		後	後			後	後																		
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																					
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																					
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			後	後			後	後		8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
		後	後			後	後																		
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				VI. 電気装置																					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																					
III. 走行装置				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																					
1. タイヤの状態 ※				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																					
(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)				VII. 原動機																					
(2) タイヤの亀裂、損傷				1. 低速と加速の状態																					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				2. 排気の状態																					
* タイヤの溝の深さ				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙													
CO		HC		黒煙																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>後</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			後	後			後	後		3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
		後	後			後	後																		
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																					
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																					
				6. エンジン・オイルの漏れ																					

車両等作業用紙(一般車両)

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
<p>署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊等の長印

車両等作業用紙(施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号																			
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印	✓ 良好 × 調整 ×× 交換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																		
自動車番号		所属部隊		分解したら記号を○で囲む																			
開始日付		完了日付																					
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																			
				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																			
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	後	後	後	後	後	V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右		前	後	左	前	右		前												
	後	後	後	後	後	後																	
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																			
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																			
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																			
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	後	後	後	後	後	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右		前	後	左	前	右		前												
	後	後	後	後	後	後																	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																			
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				VI. 電気装置																			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																			
				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																			
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																			
III. 走行装置				VII. 原動機																			
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																			
(1) タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																			
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙											
CO		HC		黒煙																			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																			
* タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	後	後	後	後	後	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前輪	左	前	右		前	後	左	前	右		前												
	後	後	後	後	後	後																	
				6. エンジン・オイルの漏れ																			

車両等作業用紙(施設、荷役、その他の車両等)

7. 燃料漏れ	※			X. 施設、荷役、その他の車両等			
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1. キャリッジ	※		
9. 冷却水漏れ	※			2. 操作レバー・リフト、チルト	※		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3. チェーンリフト、ドライブ	※		
1. メターリング・バルブの状態				4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5. シリンダーリフト、チルト	※		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				6. 油圧ポンプ	※		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7. 一般漏えい油、水、空気	※		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				8. 旋回機構			
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム			
7. 二次空気供給装置の機能				10. 安全クラッチ、減速機構	※		
8. 排気ガス再循環装置の機能				11. ドラム	※		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				12. 昇降機構	※		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13. コンピュータ、プラン	※		
IX. 附属装置等				14. コントローラ	※		
1. ホーン的作用	※			15. パワー・テーク・オフ	※		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※			16. 索導器	※		
3. デフロスタ的作用				17. クレーン・アタッチメント	※		
4. 施錠装置的作用				18. キャタピラ	※		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				19. 排土板、スクレーパ	※		
6. マフラの機能				20. フィフス・ホイール	※		
7. 火花防止装置の状態				21. 補助脚	※		
8. エア・タンクの凝水				22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所	※		
9. エア・コンプレッサの機能				XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン			
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1. 操向装置	※		
11. 非常口の扉の機能				2. 操向アライメント			
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※			3. クレーン・エンジン	※		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷				4. クレーン電気系統	※		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5. 補助脚	※		
15. シート・ベルトの状態				6. 通話装置	※		
16. 開扉発車防止装置の機能							
17. シャシ各部の給油脂状態	※						
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	

車両等作業用紙(給油車両)

車両等作業用紙(給油車両)				整備作業チェック記号																					
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好 × 調整 ×× 交換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																				
自動車番号		所属部隊																							
開始日付		完了日付				分解したら記号を○で囲む																			
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																		
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																					
				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																					
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																					
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																					
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																					
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																					
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッドの寸法等																					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																					
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				VI. 電気装置																					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																					
III. 走行装置				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																					
1. タイヤの状態 ※				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																					
(1) タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)				VII. 原動機																					
(2) タイヤの亀裂、損傷				1. 低速と加速の状態																					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				2. 排気の状態																					
* タイヤの溝の深さ				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙													
CO		HC		黒煙																					
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後										3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																	
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																					
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																					
				6. エンジン・オイルの漏れ																					

車両等作業用紙(給油車両)

7. 燃料漏れ	※		4. マンホール蓋のゆるみ		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		5. 注入口蓋の開閉状況、パッキン		
9. 冷却水漏れ	※		6. 防護枠、側面枠変形、腐食		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			7. 底弁 作動、漏れ等		
1. メーターリング・バルブの状態			8. 配管漏れ等、固定金具		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			9. 弁類吐却弁、切替弁、ドレン弁、バイパス弁		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			10. 底弁手動閉鎖装置損傷等、作動		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			11. 底弁自動閉鎖装置閉鎖、損傷		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			12. ポンプ各取付部等、作動、漏れ、クラッチ		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			13. ポンプ各取付部等、始動、調整、異音、排気色、エンジン 点火系統、排気系統、噴射ポンプ、オイル、燃料系統、ポンプ、吸気系統、プーリー、ファン、圧力、発電機、バッテリー		
7. 二次空気供給装置の機能					
8. 排気ガス再循環装置の機能					
9. 減速時排気ガス減少装置の機能					
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			14. マイクロ・フィルタ及びびー差圧、配管、フィルタ・セパレータ エlement、漏れ	※	
IX. 附属装置等			15. 水分分離機ドレン・コック、上部フロート弁 下部フロート弁		
1. ホーン的作用	※		16. フロー・コントロール・バルブ		
2. ワイパー及びwind・ウォッシャ的作用	※		17. サージ・タンク		
3. デフロスタ的作用			18. ライン・ストレーナ	※	
4. 施錠装置的作用			19. エバキュエーター作動、コック		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			20. 流量計ゼロ戻し装置、騒音、作動	※	
6. マフラの機能			21. ホース・ドラム、デイスチャージ・ホース リール リール、モーター・クラッチ	※	
7. 火花防止装置の状態			22. 給油ホース・連結金具変形・損傷	※	
8. エア・タンクの凝水			23. ホース・デイスチャージ・ホース サクシオン・ホース	※	
9. エア・コンプレッサの機能			24. ノズル弁の作動、アース線、吐出量、 ストレーナ、機体結合部のピン		
10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			25. 各種調整装置、計器類		
11. 非常口の扉の機能			26. 照明装置及び配線		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		27. 静電気除去装置グランド・ストラップ、アース板	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			28. 接地導線導通状態、回転部の作動		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			29. 表示・標識		
15. シート・ベルトの状態			30. 消火装置バルブ・ホーン、配管、ゆるみ、充填状態等		
16. 開扉発車防止装置の機能			31. 補助脚	※	
17. シャン各部の給油脂状態	※		32. キング・ピン摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
X. 給油車両特殊装置					
1. タンク本体等亀裂、変形、漏れ等、タンク内、 タンクフレーム	※				
2. タンクの固定	※				
3. 安全装置(安全弁)変形、損傷、作動	※				
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊等の長印

車両等作業用紙(消防車両)

車両等作業用紙(消防車両)				整備作業チェック記号																														
車種	検査の種類		I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付																													
自動車番号	所属部隊		管理換:※印	× 調整	C 清掃																													
開始日付	完了日付			×× 交換	L 給油																													
点検項目			記	備考	分解したら記号を○で囲む																													
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																														
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																														
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																														
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																														
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																														
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																														
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																														
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																														
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																														
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																														
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																														
				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																														
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																														
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																														
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																														
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																														
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																														
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																														
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																														
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																														
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																														
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																														
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																														
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			mm	mm	mm		mm	mm	mm			mm	mm	mm		mm	mm	mm	V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
11. ブレーキ・チャンバの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																														
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																														
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																														
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																														
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																														
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																														
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																														
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																														
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																														
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																														
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																														
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			mm	mm	mm		mm	mm	mm			mm	mm	mm		mm	mm	mm	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																														
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																														
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																														
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																														
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				VI. 電気装置																														
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				1. スパーク・プラグの状態																														
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				2. 点火時期																														
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態																														
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																														
III. 走行装置				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																														
1. タイヤの状態 ※				VII. 原動機																														
(1) タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)				1. 低速と加速の状態																														
(2) タイヤの亀裂、損傷				2. 排気の状態																														
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙																						
CO		HC		黒煙																														
* タイヤの溝の深さ				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																														
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右	後			mm	mm	mm		mm	mm	mm			mm	mm	mm		mm	mm	mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量			
前輪	左	前	右	後	左	前	右	後																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
		mm	mm	mm		mm	mm	mm																										
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																														
				6. エンジン・オイルの漏れ																														

車両等作業用紙(消防車両)

7. 燃料漏れ ※			2. 補助発電機-オイルレベル、マグネット、キャブレータ 用エンジン スパーク・プラグ、エア・クリーナ、 燃料フィルタ、ガバナ、 エンジン・コンプレッション ※				
8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※							
9. 冷却水漏れ ※							
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置							
1. メターリング・バルブの状態							
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷							
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷							
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷							
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷							
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷							
7. 二次空気供給装置の機能			3. フォーム・ハンド・ライン-室内灯、バルブ、ホース フォーム・ホース・リール ノズル、リール・モーター ※				
8. 排気ガス再循環装置の機能			4. 補助消火装置-C・B消火装置 粉末消火装置 ※				
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			5. ブースター-配管、加温装置、3方コック ヒーター サーモスタット、燃料フィルタ ※				
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			6. 水タンク-各接続部、タンク部、水量 ストレーナ、タンク・ユニット ※				
IX. 附属装置等			7. フォーム装置-漏えい、コック、プロポーション ※				
1. ホーンの作用 ※			8. 主 水-取付、縮付、グランド・パッキン ポンプ ギャー・ボックス、バキューム・ポンプ、 装置 ハイドリック・ポンプ、リリーフ・バルブ、 ストレーナ ※				
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用 ※			9. ハイドリック-油量、交換 オイル・タンク ※				
3. デフロスタの作用			10. ターレット-取付部、各操作機構、電磁弁 作動油圧機構、旋回、 上下動切替装置 ※				
4. 施錠装置の作用			11. 自衛ノズル-機能、漏えい、ノズルフィルタ ※				
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			12. 各配管部-縮付、漏えい				
6. マフラの機能			13. 電磁クラッチ-取付、作動				
7. 火花防止装置の状態			14. 各ライト類-作動、サイレン等 ※				
8. エア・タンクの凝水			15. 運転室内各計器-作動 ※				
9. エア・コンプレッサの機能			16. 搭載工具類 ※				
10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能							
11. 非常口の扉の機能							
12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※							
13. 連結装置のカブラの機能と損傷							
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷							
15. シート・ベルトの状態							
16. 開扉発車防止装置の機能							
17. シヤシ各部の給油脂状態 ※							
X. 消防車両特殊装置							
1. 補助発電機-取付、制御盤、レギュレータ、メーター リレー、コンミュテータ、ブラシ ※							
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	

車両等作業用紙(被けん引車両)

車両等作業用紙(被けん引車両)				整備作業チェック記号			
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印	✓ 良好	T 締付		
自動車番号		所属部隊		× 調整	C 清掃		
開始日付		完了日付		×× 取換	L 給油		
				分解したら記号を○で囲む			
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考
I. 制動装置				III. 緩衝装置			
1. ブレーキの効き具合		※		2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
2. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		※		3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
3. パーキング・ブレーキの効き具合		※		4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
4. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. ホイール・ベアリングのがた			
5. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				1. リーフ・スプリングの損傷		※	
前輪		後輪		2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
左	前	右	後	(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
	後		後	(2) スプリング・ブラケットの取付部			
				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部			
				(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部			
6. ブレーキ・チャンパの機能				3. エア・サスペンションのエア漏れ			
7. リレー・エマージェンシ・バルブの機能				4. エア・サスペンションのベローズの損傷			
8. ブレーキ・カムの摩耗				5. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
9. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				6. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
10. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				7. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		※	
11. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				IV. 電気装置			
12. バック・プレートの状態				1. 電気配線の接続部の緩みと損傷			
13. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				V. エア・タンク			
14. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				1. エア・タンクの凝水			
前輪		後輪		VI. 車枠及び車体			
左	前	右	後	1. 車枠、車体の緩みと損傷			
	後		後	VII. 連結装置			
				1. 連結装置のカプラの機能と損傷			
15. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				2. キング・ピン、ルネット・アイ摩耗、亀裂、損傷			
II. 走行装置				VIII. その他			
1. タイヤの状態		※		1. シヤシ各部の給油脂状態			
(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)							
(2) タイヤの亀裂、損傷							
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗							
* タイヤの溝の深さ							
前輪		後輪					
左	前	右	後				
	後		後				
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	

(あて先) 分任物品管理官殿 (写送付先) 長気付)		不具合通報		発番 簡号		状態		不 具 合 事 項												
				日付	発簡 作成			使用 可能	要 修 理 不 能	T O C (未実施)	I N C (不完備)	破 損	発 錆	不 適 用 (装着不能)	識 別 不 明	機 能 不 良	数 量 相 違	物 品 票 の 不 備	包 装 (梱包)不良	期 限 不 明 ・ 切 れ
				作 成 地 等		請 求 数 (出荷)	受 領 数													
				発 者 簡 名																
項目	証 書 番 号	物 品 番 号	品 名	請 求 数 (出荷)	受 領 数															
1																				
2	証書記載のもの																			
3	と相違する物品																			
不 具 合 状 況 の 明 細	不具合発見時期：		不具合箇所：			改善意見等：											隊 長 等			
	不具合(欠陥等)の明細：																			
														受領側検査員						
来 歴	製造会社名		修理会社名		納入年月日		調達担任補給処													
	製造年月日		修理年月日		かし担保期限		調達要求番号													
	製造番号 (S r / N o)		修理(整備)区分		受領の区分		そ の 他													
不 品 具 の 合 処 理	<input type="checkbox"/> 返 送 済	<input type="checkbox"/> 回答後処置	<input type="checkbox"/> 受領側で修理可能			参 考	請求(受領)物 品の部品番号		出荷側補給 検査係番号											
	<input type="checkbox"/> 返 送 予 定	<input type="checkbox"/> URとして処置	<input type="checkbox"/> その他 (右に記入)				関連T.O.等 の 図 書 番 号		検査票番号											
出 荷 側 の 処 置								調査担当者	担当課長等											
								整 理 番 号												